

複数の者に対する行政指導個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部規制課（06-4393-6242）
処分課（担当）名	同上
行政指導の名称	消防用設備等の設置に係る運用基準に基づく指導
関連する 他局の名称	なし
概 要	防火対象物に設置する消防用設備等の技術基準について「消防用設備等の設置に係る運用基準」に基づき指導を行います。
根拠となる要綱等	・消防用設備等の設置に係る運用基準（平成28年3月30日消規第1500号）
行政指導指針	・指導基準は、 http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/page/0000350878.html に掲載しています。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備考	